

水道直結式スプリンクラー設備に係る取扱基準

平成31年4月1日制定

令和3年6月15日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設における防火安全対策を強化するため、小規模福祉施設、有床診療所及び病院に設置されるスプリンクラー設備において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲に関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模福祉施設とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(6)イ(1)、(2)、ロに定める防火対象物のうち、基準面積が1000平方メートル未満のものをいう。
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、スプリンクラー設備の配管が水道の用に供する水道管に連結されたものをいう。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備とは、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結をする範囲をいう。
- (4) 基準面積とは、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象の延べ床面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積をいう。

(調査)

第3条 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、申請地の配水管の布設状況、口径及び水圧等の状況を十分に調査しなければならない。

(遵守事項)

第4条 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法（昭和23年法律第186号）の

規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定工事事業者が消防設備士の指導の下に行うものとし、必要に応じて野田市消防本部と十分な打合せを行わなければならない。

- 2 消防設備士が配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うので、指定工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者（以下「設置者」という。）に対して、当該地区の最小動水圧等、配水の状況について必要な情報を提供しなければならない。
- 3 指定工事事業者及び消防設備士は、設置者に対し、水道の断水又は配水管の水圧が低下したときなどは、正常な効果が得られない旨を確実に了知させるとともに、次の事項を熟知させなければならない。
 - (1) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じても、野田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に責任がないこと及びこの場合の対応について事前に計画をしておくこと。
 - (2) 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋又は部屋を賃貸する場合は、借家人等に対し、前号の事項
 - (3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、譲受人に対し、前2号の事項
- 4 消防設備士は、水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は、管理者が負わないことを設置者に対し十分に説明しなければならない。

（事前協議）

第5条 野田市の給水区域内において、水道直結式スプリンクラー設備を新設又は改造しようとする者は、管理者に対し野田市営水道給水事前協議書に次に掲げる書類を添付して協議し、回答を得なければならない。

- (1) 事業区域図（縮尺2500分の1以上とし、既設管との接続

箇所を記入したもの)

- (2) 給水計画平面及び立面図（縮尺500分の1以上とし、一般給水及びスプリンクラー配管）
- (3) 給水管埋設標準断面図
- (4) 水理計算書

（給水の申請）

第6条 指定工事事業者は、野田市水道事業給水条例施行規程（平成10年野田市水道事業規程第1号）第16条に規定する給水装置工事施行承認申請書を提出するときに、水道直結式スプリンクラー設置同意書（別記様式）を添付して、管理者に提出すること。

（設計及び施工）

第7条 水道直結式スプリンクラー設備の設計及び施工については、次に掲げる事項を遵守するとともに、消防法に規定された事項については、消防設備士が責任を負い野田市消防本部に届け出なければならない。

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧及び水量が得られるものとする。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド各栓の放水量は、毎分15リットル以上（火災予防上支障があると認められる場合は、毎分30リットル以上）とする。ただし、スプリンクラーヘッドを最大4個同時に開放する場合を想定し設計されたときは、合計の放水量を毎分60リットル以上（火災予防上支障があると認められる場合は、毎分120リットル以上）確保すること。
- (3) スプリンクラーヘッドの最低動作水圧は、内装が不燃材又は準不燃材の場合は0.02メガパスカル以上とし、難燃材その他の場合は、0.05メガパスカル以上とすること。
- (4) 配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算、口径決定及びスプリンクラー設備に係る給水管及び給水用具の選定は、消防設備士の指導に従い施工すること。

(材質及び構造)

第8条 水道直結式スプリンクラー設備の材質及び構造は、次のとおりとする。

- (1) 消防法令適合品を使用するとともに、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に定められた給水装置基準に適合したものを使用すること。
- (2) 逆流防止装置は、給水主管からスプリンクラー設備系統の配管の分岐部に設置すること。
- (3) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造とするため、配管末端に飲用に供せず、かつ日常的に使用する水栓（トイレのロータンク等）を設置すること。
- (4) 結露現象を生じ、天井等の周囲に影響を与えるおそれがある場合は、防露措置を講じること。

(補則)

第9条 この基準に定めのない事項については、水道法及び関係法令等の定めるところによるほか、管理者が別に定める。

別記様式（第6条）

年 月 日

（宛先）野田市水道事業管理者

申込者（所有者）

住 所

氏 名

指定給水装置工事事業者

住 所

氏 名

消防設備事業者

住 所

氏 名

水道直結式スプリンクラー設置同意書

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の事項を確認のうえ同意致します。

記

- 1 当該水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、野田市水道直結式スプリンクラー設備に係る取扱基準に従います。
- 2 当該水道直結式スプリンクラー設備の設計は、消防法令に規定された消防設備士の指導の下に施工いたします。また、事前に野田市消防本部と協議いたします。
- 3 一時的な断水や水圧低下（制限給水、水道管破損事故、浄配水施設の工事等）により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じる場合があることを承知いたします。
- 4 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、スプリンクラー設置に起因する紛争等については当事者間で解決します。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。
- 6 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合は、当該設備は上記条件付きであることを賃借人に熟知させます。
- 7 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承します。